

届省 実然お手紙さしあげますのは、昭和三十一年八月、貴殿に「ナイロンザイル事件」なる印刷物を以つて申入れを行つたことに関連するものであります。即ち私達は、昭和三十年四月二十九日、愛知県蒲郡市にある東京製綿株式会社内の貴殿の御態度

は、貴殿が日本山岳会関西支部長（当時）であり、学者であられるがゆえに、今後に悪影響を及ぼす性質のものであり、社会がその影響からのがれることには、貴殿がそれについて遺憾の意を表明されるが、又は、明快に説明することが必要であると確信しその点をお願い申し上げたのであります。が、残念ながら現在まで実現されておりません。

とくに大阪大学学生部長森河敏夫氏の幹部への御努力が不調に終りました現在としては、私達に残された手段は、民事訴訟による手段、即ち客観的な場所での論争による解決以外にありません。

貴殿にこのことをお伝えすることも、訴訟手続を行うと共に今一度貴殿に私達の意図するところを左記により申上げ、貴殿の御懇意をお願いする次第であります。

これに対する御回答は十一月十日までにお願いします。又、この事件は社会的な問題であり、多くの人々の注目されるところでありますので、本書状を公開とします。

記

生命に直接関係する品物の性能を発表する場合には、充分慎重に取扱われるべきで、かりにも誤りが眞実のように報じられてはなりません。誤りが発表されると瞬間から他人の生命が失なわれる可能性が生ずるからであります。これを防止するために万善の注意義務が課せられ、かりに誤りが過失によつておきたために生命を失つた者があつた場合でも、とくとして過失致死罪が適用されます。又、人の名誉を傷つけるような誤報がなされてはいけない。これを防止するため刑法三三〇条（名譽毀損罪）とか民法七〇九条があります。

昭和三十年五月一日の中部日本新聞の六段めの記事は、貴殿御承知のように次の趣旨のことが記されてあります。即ち、「北アルプス前穂高岳でナイロンザイルが切れ、三重大学生が墜死したが、こ

の事故に対処し、メークーの東京製綱では工賃百万円を投じてザイルの衝重落下試験装置をつくつたが、遺体探索隊が徳高へ向つたところ四月二十九日、繰田教授指導により多数の登山家、新聞記者列席のもとに大々的な実験が公開された。その装置は、一端を固定したザイルを四十五度、九十度の岩角にかけ、他端に結んだ身体の重さの錘をワインチで吊り上げ、岩角の上の任意の位置から落すというものである。

この実験の結果、前徳高岳で切断したザイルと同種のザイルを四十五度の岩角にかけ、切断時と同一条件で落下させたがザイルは^{皮筋下垂度をもつておらず}「^{皮筋下垂度をもつておらず}」^{岩角で}ザイルが切断して死亡するという事件があつた。三年前の三十年四月二十九日の公開実験のとき、繰田教授はナイロンザイルが岩角にかゝつたときは、麻ザイルの二十分の一という登山者の生命にとつて重大な結果を示す実験を既に行つておられながら、公開実験のときはその美にはふれられず、専らナイロンザイルが岩角で欠陥を示さない実験のみを行なわれたが、もしも繰田教授が公開実験のとき、ナイロンザイルの欠陥を明らかにしていたならば、遭難防止について適当な方策が進められ、今回の遭難も防止出来ていいたかも知れぬ。」^{記されてあります。}又、私達は、死因について既にナイロンザイルを科学的テストによつて保証した」と報じました。

しかし豆がら、實際には、ナイロンザイルは、岩角では重大な欠陥をもち、かつ遭難當時の条件でナイロンザイルは容易に切断するものであり、この記事は、貴殿もいわれるごとく、恐るべく誤報なのですあります。この誤報のため、登山者の生命は危険にさらされ、昭和三十三年四月三日の中日新聞には六段ぬきで、ナイロンザイルは麻ザイルの二十分の一という見出で「今回神戸大学生二名がナイロンザイルが切断して死亡するという事件があつた。三年前の三十年四月二十九日の公開実験のとき、繰田教授はナイロンザイルが岩角にかゝつたときは、麻ザイルの二十分の一といふ登山者の生命にとつて重大な結果を示す実験を既に行つておられながら、公開実験のときはその美にはふれられず、専らナイロンザイルが岩角で欠陥を示さない実験のみを行なわれたが、もしも繰田教授が公開実験のとき、ナイロンザイルの欠陥を明らかにしていたならば、遭難防止について適当な方策が進められ、今回の遭難も防止出来ていいたかも知れぬ。」^{記されてあります。}又、私達は、死因について既にナイロンザイルを科学的テストによつて保証した」と報じました。

原國利による名誉毀損罪の告訴があります。これは不起訴処分になりましたが、その理由は万人のなつとく出来ないものあります。)

この誤報の責任はどこにあるでしょうか。登山機具の最高权威であり、應用物理学専攻の阪大教授であられる賀殿の御指導による公開実験の結果として、一流新聞にどうしてかくも恐ろしい誤りが報道されたのであります。

この問題は、この誤りによって生命の危険にさらされた一般登山者と犯罪容疑をうけるという死にまさる恥辱をうけた者がある反面、はかり知れない大きな利益を得た大メークーがあることから、これを放任するときは、これが前例となることから、このようにして事故発生のたびにこのよう虚報を食えるべく計画がなされることは明らかであります。ハセトが誤りであることを実験指導者たる賀殿が、公開実験前に承知せられて口をことき考之れば、この責任がどこにも及ばないことはありえません。

次にその責任はどこにあるかという点であります。が結論を先に申上げれば、これまでくりかえし申上げたが、社会が問題にしているとき、最高权威の学者の公用実験の結果として、ミルワには磁素が入つてはおかつたと一流新聞に報道されたとすれば、メーカーの受ける利益は、並のことが報道された場合に比してそれくらい大きいばかりしません。(この誤報により、不当な耻辱を受けた当事者たる私連ならずとも、今後いつなんども生命の危険にさらされないとも限らない一般社会人として、このような誤報が何故あきたかということは、どうてい黙過することの出来ない疑問だと考えるのであります。)この問題を正しく解決するかどうかということは、今後の明朗な社会の建設にあたって、限りなく大切なる影響を与えるものと考えます。(名古屋大学法学部長ほか二十氏から発表された要望書の主要点)

さて、この責任は、実験を指導された賀殿か、新聞記者か、もしくはその双方にあります。(この報道の内容が誤りであることを実験指導者たる賀殿が、公開実験前既に承知せられて口をことき考之れば、この責任がどこにも及ばないことはありえません。)次にその責任はどこにあるかという点であります。が結論を先に申上げれば、これまでくりかえし申上げているように、それはこの実験を報じた中日の記者ではなく、全般的に貴殿にあると考えます。中日の記者者は登山家を交えた三名が参観し、又、他の参観者の見解を聞くなどして、実験の状況を忠實に伝えており、過失があつたとは考えられません。これに反

して貴殿には次に記しますように多くの不可解な点があり、全責任は貴殿にあると考えざる点もないのです。

即ち、まず貴殿は、多数の参観者面前にしてのナイロンの実験にあたつて、参観者がサイルの欠点について万一にも誤解をもつことのないよう充分注意されなくてはならないのであります。又、人権を正しく擁護する見地から、参観者が前穂高岳での遭難原因について誤解をもつことのないよう注意されなくてはならないのであります。

とくに、前穂高岳の遭難によつてはからずも発生した問題即ち「ナイロンサイルが岩角にかゝつた場合、麻サイルに比して欠点があるかどうか」ということが登山界で論議されてゐることを承知され、かつ貴殿がその解明に努力すると聲明されてゐる以上、ナイロンサイルの岩角でのテストを含む公開実験であります。しかるに貴殿は、公開実験前にナイロンサイルが岩角で重大な欠点をもつことはまらないのであるが、そのことには一言もふれられなかつたばかりか、岩角の丸みがニミリとナilonサイルの欠

点を全く示さない岩角を用いてナイロンサイルは、麻サイルの数倍強いという実験を行なわれました。

即ち貴殿は、公開実験の五日前の四月二十四日、

私達が貴殿にお目にかゝつた折、貴殿は、三十年一月名大工学部須賀太郎教授指導のもとに行なった私達の実験、即ち被角六十六・五度及び四十七度の穂高岳普通に見られるような鋭さのエッジにサイルをかけた場合、事故のおきたサイルと同種のサイルは約七十キロスマラムで切断すると、ナilon実験を正しいと認めながら、公開実験では、事故のおきたサイルと同種のサイルを被角四十五度で前記二ミリの丸みのある岩角にかけ約五百千ロスマラム（学会報告）に堪える実験を行なわれました。

又、貴殿は、公開実験前、東洋レーヨンで行なわれた貴殿御指導による実験で、事故をおこしサイルと同種のサイルが、被角六十度の三角ヤスリでこすられるとき、麻サイルの二十分の一の強度しか示さないというナイロンサイルの驚くべき欠点を示しました。しかし原因不明といわれた前穂高岳での遭難原因を直ちに解明しうる重要な実験を行なわれながら、公開実験ではギサクのよい四十五度の岩角を使つて、

ナイロンサイルをこすりつける実験を行なわれ非常に差いという結果をだまつて示されました。

登山界の指導者であられる貴殿は、遭難防止について考えられないのであります。登山者の生命に直接かゝわるサイルの欠陥を発見されたならば、一刻も早く登山界に発表されなくてはならないのに、多數の登山者の前でそれを黙つていられるばかりではなく、ザイルのその欠陥すらも、逆に強いと見誤る実験のみを平然と公開されたということは、私達には理解出来ないのです。

参観者は、貴殿がもしもナイロンサイルの重大な欠陥を既に承知していらっしゃたならば、その点を誤りなく発表されるものと信じきつております。従つて貴殿が公開実験で、今問題になつてゐる岩角とナイロンサイルを使用して、非常反応度を示す実験のみを行なわれてしまふと、ナイロンサイルは岩角で欠陥がないと考えるの、当然であり、それ以外の印象をもううるはずはありません。即ち、中日記者の報道によ過失はないと考えます。

これに反して、貴殿は、ナイロンサイルの重大な欠陥を既に承知していらっしゃるのでありますから、岩

角でも強いという結果を示し、ある実験をながめている参観者を、貴殿がごらんになつて、又、実験場の雰囲気から、参観者が恐るべく誤解をもちつゝあるということに直ちに気づかれたはずであります。とくに東京製鋼の工場長が「事故をおこしたサイルと同種のかイルは、この通り岩角にも強い。」といつておられますからなおさらであります。即ち、貴殿、は、参観者が誤るのを承知の上でそのような実験を行なわれたという以外に考えられないのです。以上、この恐るべき誤報の責任が貴殿にあるという理由の一端を述べました。登山指導者であり、国民に奉仕すべき國家公務員たる貴殿は、従来のように「自分には責任がない」。責任はすべて新聞報道にある。」と、御態度を改められて、卒直に遺憾の意を表さるべきことを思えます。

もしそうでなくて「責任は貴殿にある」という中日記者並びに「山と溪谷社」との小説論のまゝに、この問題が終つたとすれば、前にも申しましたように今後悪徳メーカーがこの大きな利益をうるため、次々と計画し、学者もこの前例を率としてこれを受け入れることに至り、結局生命は軽視され、

人扱便確な後を絶たぬ一二にあります。

このためにこそ實に多くの人々が、この事件はあくまで追査すべきであると主張されてゐるのです。

又、この客観的（法的）な追求は、実際に迷惑区
ニウサつた私達以外に出来ない」という事情もあわか
リになつていらざると存じます。

もより私達の方にも多くの行き過ぎがあり、貴

殿に御迷惑をおかけしているとは思いますが、私達も「うく」と苦惱の日々送つてきましたことでもありますのでとの実の御寛容を願い、今やお互の感情をぬき去つてなおその後に残る問題、つまりこの事件をもつて今後に悪影響を残さないようするため貴殿にはなにとぞ御高配いただきますよう伏して懇願申上げる次第であります。

田和三十三年十月

三皇縣錢市

岩稜会代表者

黒、左記の覚え書きを仲裁者（森河氏又は他の人）の名で、この事件の関係者各位に送付していただきくことで終結することに意見の一 致を見、その後で森河氏に御努力していただきることになりましたが、しかしながら九月十三日、森河氏にお目にかかる

附記

本年八月以降行なわれました森河氏の御斡旋への御努力に対し、万一、貴殿に誤解があつて、そのために出来るはずの解決が出来ないでしまつたのでほないかといつ美をおもんぱかつて、森河氏に対しモしては甚だ齎越且つ失礼ではあります。が、森河氏にお願い申上げて経過並に内容を改めて申し添えます。

つたときのお話は、あの態で何とか解決にもちこみたないと考え、また篠田敬授關係の方々の意見を聞いたのであるが、森田敬授はいかなる條件でも又、どのような人を仲裁者にしても決して耳にされようとされまいとすることが明らかとなつた。これ以上努力しても無駄と考えるから、今や訴訟にもつていくより致し方ないと思ふし、又そうすべきだと考えている。ところどざつた。

以上急のため申し添えます。

覚え書

いわゆるナイロンザイル事件が争ひ訴訟によつて争われようとしていることは好ましいことではないので、出来うれば話し合ひによる解決が望ましいと考え、篠田翠治氏並に岩稲会園保者にその旨をお伝えしたところ、今日双方話し合ひの運びとなり、篠田氏からはナイロンザイルの性能並に昭和三十一年一月二日に発生した前徳高岱の遭難原因についての誤解の責任の一端は、篠田氏御自身にあることを認められて遺憾の意が表され、他方、岩稲会は、篠田氏に対し本告訴その他によつて御迷惑をおかけしたことについて遺憾の意が表

され、こゝに両者円満解決をみるにいたつた。
よつて双方の御了解のもとにこの覚え書を作成し
事件關係者に送付する。

(仲裁者 署名捺印)

年 月 日